

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた町の基本方針

令和2年 4月 8日制定

令和4年 3月31日改定

大井町新型コロナウイルス感染症対策会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国から神奈川県に発令されていた新型インフルエンザ等対策特措法に基づく「緊急事態宣言」が令和3年9月30日に解除されました。宣言解除に伴い、同法に基づく規定により大井町新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止し、同対策会議に移行します。

町では、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底、町民の生命及び健康を守り、町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小限に抑えるため国や県の対処方針に基づき、次のとおり町の基本方針の見直しを行います。

※本方針は国や県の方針の変更や事態の進展収束などにより随時見直しを行います。

1. 新しい生活様式の定着に向けた取組（行動変容の継続）

- (1) 「換気の悪い密閉空間」「大勢がいる密集場所」「間近で会話する密接場面」の**3つの「密」**をできる限り避ける行動「新しい生活様式の定着促進を図る」中で取組を継続。
- (2) 毎朝、体温計測し、発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養する。また、生活や仕事に必要な場合を除き、感染が流行している地域への移動は控える。
- (3) 人混みや近距離での会話（飲食時の会話も含む。）、特に大きな声を出すことを避けるとともに、屋内においては集団感染が生じていることを踏まえ、換気等を行う行動「新しい生活様式の定着促進を図る」中で取組の継続。
- (4) 手洗い、うがい、咳エチケットをはじめとした一人ひとりの基本的な感染症予防対策の行動「新しい生活様式の定着促進を図る」中で、自らが「感染しない」「感染させない」ための行動変容を図る。
- (5) 免疫力を高めるために**十分な睡眠とバランスの取れた食事**をとり、自宅内もしくは身体的距離を確保したうえで屋外での運動を行う。
- (6) 外出する際は、「人混みは危険」という認識を持って、混雑している場所や時間を避けるとともに、感染防止対策がされていない場所への外出は控える。また、外出の際は、人との間隔を2m以上（最低1m）空け、接触する機会を少なくするよう注意するとともに、外出中は素手で顔に触れないようにする。
- (7) 健康維持のための散歩やジョギング等、運動する場合には移動速度を考慮し、人との間隔を（6）よりさらに距離をおく必要があるので注意すること。

2. イベント及び会議等の実施

イベント及び会議等の開催については、国及び県等の対処方針に沿った中で、次のとおりとする。ただし、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期とする。

(1) 会議・研修等

会議・研修等については、原則中止又は延期はしないが、感染状況に応じ、中止や実施方法等の見直しを行う。なお、感染拡大時など開催せざるを得ない会議・研修等は、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を徹底したうえで開催する。

(2) 町民を対象とするイベント等

原則中止又は延期はしないが、感染状況に応じ、中止や実施方法等の見直しを行う。ただし、参加者の氏名・連絡先の把握が可能な場合は、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を徹底したうえで開催する。

なお、開催の有無については、管内の感染状況等の情勢を見極めた中で、慎重に判断する。

(3) 町民及び町外からの参加者を対象とするイベント等

原則中止又は延期はしないが、感染状況に応じ、中止や実施方法等の見直しを行う。ただし、参加者の氏名・連絡先の把握が可能な場合は、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、感染症拡大予防策（※）を徹底したうえで開催する。

なお、開催にあたっては、神奈川県が推進するLINEコロナお知らせシステムを活用し、「感染症対策取組書」に登録するとともに、取組書により必要な感染症対策を施すこととするが、「まん延防止等重点措置」の措置区域に指定された場合や集団感染（クラスター）の発生が町内及び近隣市町で確認され、多数の町民等に影響が及ぶおそれのある場合には、開催を中止する。

町主催でない町民が参加するイベント等にあっても同様とし、参加者の生活に影響が生じることを最小限に抑えることに配慮し、特に一度に多くの方が集まるイベント等は、参加者層、場所、内容など個別の状況を踏まえ、慎重に判断する。

※ 感染症拡大予防策

- ・発熱・咳など、かぜの諸症状が見られる方の参加を見合わせる。
- ・参加者への手洗い、うがい、マスク着用（運動時を除く。）を徹底する。（職員を含む。）
- ・入場時のアルコール消毒液の設置
- ・濃厚接触解消の工夫
- ・人が集まる場の前後も含めた適切な換気など感染予防対策を図る。
- ・密閉、密集、密接場面など、感染発生リスクが高い状況を回避する。

- ・感染発生の場合、参加者への確実な連絡と行政機関による調査協力

※ イベント開催基準について（別添資料）

3. 緊急経済対策等への対応

緊急事態措置により影響を受ける町民に対して、国の緊急経済対策に基づく施策について、感染拡大防止に留意しつつ、国及び県と連携して迅速かつ的確に実施する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・個人事業者及び世帯・個人への相談対応や、給付、融資を活用した金融支援など、国及び県と連携して情報を収集し、必要な対応を行う。

4. 町立学校などの対応

- (1) 町立小・中学校・幼稚園は、文部科学省のガイドライン、国及び県の基本方針等を踏まえ、再休校等について、状況に応じ必要な対応を行う。
- (2) 小学校の開校等の状況に応じて、子どもの居場所づくりのため、感染拡大予防対策を徹底したうえで児童コミュニティクラブを開所する。
- (3) 国及び県の基本方針を踏まえ、保育園は開所することとし、状況に応じて閉園・休園などの必要な対応を行う。

5. 町役場における対応

- (1) 職員・来庁者の感染予防のため、来庁の際はマスク着用と咳エチケット、手指の消毒等への協力を求める。また、併せて飛沫防止対策として、窓口のカウンターにアクリル板や透明ビニールシートを設置するとともに、庁舎内の換気を適宜実施する。
- (2) 感染防止の軽減を図るため郵便申請など来庁不要で行える手続き等について周知し、体調不良の場合は来庁を控えるよう協力を求める。
- (3) 職員間の感染による業務停止を防止するため、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和のため、必要に応じて時差出勤等を実施する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策会議の連絡先
問い合わせ等に対応する直通ダイヤル
電話番号 0465-83-0800（平日の8：30～17：15）

6. 町民利用施設

施設管理者は、個々の施設の実情に応じて、感染症拡大予防策を徹底したうえで、運営する。なお感染状況に応じ、休館等の利用制限をする場合については、別途町ホームページ等で周知する。

個々の実情において開所等した施設にあっては、これまで同様に神奈川県作成のガイ

ドライン等に基づく感染防止対策等を実施し、「感染防止対策取組書」を掲示するとともに、利用者を特定できる施設については、後に利用者の感染が確認された場合に備えて、利用時刻・利用者氏名・連絡先の把握に努める。

7. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築

新型コロナウイルス感染症に多くの患者の発生が生じ、医療提供体制に大きな負荷が生じており、人命及び健康を損なうリスクの軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、国からの実施要領等に基づき、町民に対するワクチン接種について、国の主導のもと、神奈川県、関係市町（1市4町）及び足柄上医師会と連携し、接種のための必要な体制の確保に取り組むとともに迅速かつ円滑に実施できるよう万全を図る。

8. その他

本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国や県が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

イベント開催基準について

感染拡大時等における町主催のイベントにあつては、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた町の基本方針」に基づき、次のとおり開催する。ただし、国及び県等の対処方針に沿った中で、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期とする。

1. イベント開催の基準

イベントの開催にあつては、次の基準をすべて満たす場合、開催に向けて準備を進めることとする。

- (1) イベントの参加者が特定できるとともに、参加人数や時間等、規模の縮小が可能であること。
 - (2) 神奈川県が推進する LINE コロナお知らせシステムを活用し、「感染症対策取組書」に登録するとともに、必要な感染防止対策（三密の回避）が十分に取れること。
- ※ 不特定多数が来場する集客型のイベントは原則行わない。ただし、入場制限及び感染症拡大予防対策が十分に取れると判断できる場合は、別途検討することとする。

2. イベント開催の判断

イベント開催の判断は、県内及び地域における新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の状況や感染状況により判断する。

- (1) 「まん延防止等重点措置」の措置区域に指定された場合又は指定が見込まれる場合は、開催中止とする。
 - (2) 既に「まん延防止等重点措置」の措置区域に指定され、開催1週間前までに措置期間が終了されない場合は、開催中止とする。
 - (3) 集団感染（クラスター）の発生が町内及び近隣市町で確認され、多数の町民に影響が及ぶおそれがあり、開催1週間前までに収束されていない場合は、開催中止とする。
- ※ 感染拡大時等におけるイベント開催の判断等の決定については、政策推進会議または本方針対策会議において決定する。